

唐津市地域福祉計画・唐津市地域福祉活動計画策定方針

1 計画策定の趣旨

社会福祉法（以下「法」という。）第107条に基づき、本市における地域福祉の推進のため、「唐津市地域福祉計画」を策定するもの。

また、この「唐津市地域福祉計画」を実行するため、社会福祉協議会が中心となり、地域住民や関係団体などが行う自主的・自発的な行動計画を定める「唐津市地域福祉活動計画」を一体的に策定するもので、本市の地域福祉施策を計画的に推進していくための指針とする。

2 計画策定の基本的な考え方

「唐津市地域福祉計画」の策定については、厚生労働省の「市町村地域福祉計画策定指針の在り方について」及び「佐賀県地域福祉支援計画」の基本的考え方を考慮する。

また、平成31年度策定の本計画の基本目標等を点検し、社会情勢の変化等の影響などを反映させ、見直しを図るものとする。

なお、地域福祉を推進するためには、行政と社会福祉協議会、地域住民や関係団体等の多様な主体が共通の理念のもとで活動に取り組む必要があることから、唐津市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定する。

3 計画の位置づけ

本計画は、法第107条に基づいて行政が策定する「市町村地域福祉計画」として、各福祉分野の行政計画（個別計画）の上位計画として位置づけ、さらに、地域住民や関係団体などが行う自主的・自発的な地域福祉を推進するための行動計画として、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」として位置づける。

また、「再犯防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」の第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」の内容を含むものとする。

4 計画の期間

計画期間は、5年間（令和6年度から令和10年度まで）とする。

5 策定体制

- (1) 唐津市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定推進委員会による検討協議
福祉団体関係者及び学識経験を有する者などで組織する唐津市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定推進委員会を設置し、計画案等について検討協議する。
- (2) 市民意識調査
本市で実施している各種サービス及び施策について、市民に対しアンケート調査を実施し、本市における今後の施策課題を明らかにし、協議資料に反映させる。
- (3) 分野別課題調査
本市で実施している各種サービス及び施策について、関係団体等に対するアンケート調査を行い、本市における今後の施策課題を明らかにし、協議資料に反映させる。
- (4) 「福祉を考える会」による計画提言の作成
唐津市の地域福祉の推進に向けた将来像や具体的な取り組み等について、市民参加による協議・作業を進め、計画提言の作成を行う。
- (5) パブリックコメントの実施
唐津市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、計画案を公表し、計画決定に当たっては、これらに対する市民等から意見、情報及び専門的な知識の提出を市報及び唐津市ホームページ等により求め、これを考慮する。
- (6) 計画策定業務の委託
「唐津市地域福祉計画・唐津市地域福祉活動計画」の策定業務の一部を専門の業者に委託する。

6 策定スケジュール

令和4年4月から令和5年度末までとする。詳細は資料5のとおり。